核医学診断/治療に関する医科診療報酬点数表

第2章 特揭診療料 第10部 手術 第1節 手術料 第7款 胸部 乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法(一連として)

K476-5 乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法(一連として)

15,000 点

「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」(令和6年3月5日 厚生労働省告示第57号) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和6年3月5日 保医発0305第4号)

告示	通知
注1 フュージョンイメージングを用いて行った場	乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼
合は、フュージョンイメージング加算として、200	術前診断において Stage 0 又
点を所定点数に加算する。	ンチメートル以下の乳腺悪性
	即広告合っ古はてお針た遠立

注2 放射性同位元素及び色素を用いたセンチネル リンパ節生検を行った場合又はインドシアニング リーンを用いたリンパ節生検を行った場合には、乳 癌センチネルリンパ節生検加算1として、5,000点 を所定点数に加算する。ただし、当該検査に用いた 色素の費用は、算定しない。

注3 放射性同位元素又は色素を用いたセンチネル リンパ節生検を行った場合には、乳癌センチネルリ ンパ節生検加算 2 として、3,000 点を所定点数に加 算する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、 算定しない。

は焼灼療法(一連として)は、 e 0 又は IA で、腫瘍径 1.5 セ 泉悪性腫瘍の患者に対して、 関係学会の定める指針を遵守して実施した場合に限 り算定する。なお、ここでいう 1.5 センチメートル とは、ラジオ波による焼灼範囲ではなく、腫瘍の長径 をいう。